長野県看護職員修学資金貸与制度の概要

1 制度の趣旨

看護職員の確保が困難な中小規模等医療施設等の職員確保を図ることを目的としています。

本修学資金は**貸付金であり、貸与を受けた者は長野県に対し債務(借りたお金を返済する義務) を負う**ことになります。

ただし、<u>免除に必要となる条件を全て満たした場合には、</u>必要な手続きを経た上で**債務の免除を 受けることができます**。

貸与申請にあたっては、制度の内容を十分に理解し、ご自身の進路を熟慮の上、ご検討いただくようお願いいたします。

2 貸与対象者

- ① 免許取得後、直ちに**県内の返還免除対象施設で就業する意志がある**こと
- ② 将来成業の見込みがあると認められること

以下の場合は、貸与の対象外です。

- ・返還免除対象施設に就業する意思はないけれど、金銭的な援助を受けたい。
- →本制度は看護職員確保が困難な医療施設等において、職員の確保を図ることを目的としており、 金銭的な援助が主たる目的ではありません。
- ・県内の返還免除対象施設で就業する意志がない場合や、退学・休学・留年等の恐れがある者は、申請をご遠慮ください。

3 貸与額及び期間

区 分		貸与月額(円)	貸与期間
保健師・助産師・看護師	国公立	32, 000	工担の修業年間
	民間立	36, 000	
准看護師	民間立	21,000	正規の修業年限
大学院修士課程		83, 000	

[※]年次の途中から貸与を受けた場合は、その年次から正規の修業期限までとなります。

4 貸与の流れ

(1年次から貸与を受ける場合)

(1 十八/1つ貝子と又り 3 物口)				
時期	学生	県		
4~5月	県へ申請書類 を提出			
6~7月		貸与決定		
7月末		第1回振込 (<u>4~9月分</u>)		
10 月末		第2回振込 (10~12月分)		
1月末		第3回振込 (1~3月分)		
3月	次年度の継続 貸与希望調査			



時期	学生	県
5月		継続貸与決定 (学校あて)
6月末		第1回振込 (<u>4~6月分</u>)
7月末		第2回振込 (7~9月分)
10 月末		第3回振込 (10~12月分)
1月末		第4回振込 (1~3月分)
3月	次年度の継続 貸与希望調査	

※県内養成施設へ在学の方は、申請書類の提出及び継続貸与希望調査について、養成施設を通して行います。

5 連帯保証人

連帯保証人の方には貸与者と連帯して債務を負っていただきますので、本修学資金の制度内容について十分ご理解いただきますようお願いします。連帯保証人の要件は、以下のとおりです。

① 原則として独立の生計を営む者とし、連帯保証人2名はそれぞれ別世帯であること。

- ② 無収入の者は連帯保証人になれません。
- ③ 申請者が未成年者(18歳未満)の場合は、1名を親権者又は後見人としなければなりません。

返還免除となる場合 6

看護師等養成施設を卒業後直ちに以下の返還免除対象施設において、5年間継続して看護職員の **業務に従事したとき**は、貸与額の返還が免除となります。

県内の施設 ※修士課程貸与者は対象となる施設が異なります。

- ●病床数 200 床未満の病院 ●精神病床 80%以上の病院 ●過疎地域にある病院
- ●診療所 ●介護老人保健施設 ●介護医療院
- ●児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- ●児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設のうち、同法第7条第2項に 規定する重症心身障害児に対する同項に規定する障害児入所支援を行うもの
- ●児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター
- ●地域保健法に規定する特定町村 ●過疎地域にある町村
- ●訪問看護ステーション (対象の返還免除対象施設において3年間の実務経験が必要)

返還請求となる場合 7

- ① 貸与の取り消しがあったとき(退学・貸与辞退・貸与の目的を達成する見込みがない場合等)
- ② 免許を取得できなかったとき
- ③ 卒業後、直ちに返還免除対象施設に勤務しなかったとき(200 床以上の病院・県外の病院等)
- ④ 返還免除対象施設に就業した後、5年未満で離職したとき
 - ※ 5年未満で離職したときでも、貸与を受けた期間以上業務に従事した場合、返還を一部免 除できる可能性があります。(養成施設卒業生のみ)
 - ※ 返還となった場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与期間と 同じ期間内(修士課程貸与者は10年以内)に返還する必要があります。

返還すべき日までに返還しなかった場合は、年14.5%の延滞利息を請求します。

返還猶予となる場合 8

- ① 貸与の取り消し後、引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ② 猶予中に在学していた養成施設を卒業後、異種の看護師等養成施設に進学しているとき
- ③ 返還免除対象施設において、業務に従事しているとき
- ④ 災害、疾病、その他やむ得ない理由があるとき(原則1年間)

その他 9

- ① 予算の範囲内で貸与を決定するため、全ての希望者が貸与を受けられない可能性があります。
- ② 返還請求に対し、計画的な返還がなされない場合は、連帯保証人へ請求する場合があります。



